

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例			
条 例 番 号		昭和59年神奈川県条例第44号	法 規 集	第15編第5章第4節	
所 管 室 課		警察本部生活安全部生活安全総務課			
条 例 の 概 要		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の規定に基づき、風俗営業等の営業制限地域及び営業時間の制限、風俗営業者の遵守事項、風俗営業の許可等に係る手数料等について定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	風営法の規定に基づき、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な事項及び風俗営業の許可等に係る手数料を定めたものであり、必須の条例である。			許可件数 ・令和元年度 512件 ・令和2年度 316件 ・令和3年度 402件 ・令和4年度 280件 ・令和5年度 444件
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に規定されている風俗営業等に関する規制やこれに違反した際の行政処分によって、風俗営業等の健全化や風俗環境の浄化が図られており、有効に機能している。			行政処分件数 ・令和元年度 23件 ・令和2年度 22件 ・令和3年度 15件 ・令和4年度 11件 ・令和5年度 8件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	営業所の地域規制、営業者の遵守事項等の規定により、風俗環境の浄化が効率的に図られている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、風俗営業等の健全化を図ることにより、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものであり、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	法が条例に委任している内容は、政令で定める範囲であり、その範囲を逸脱していないことから、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				